

別記様式（第五条関係）

(第1葉)

調　　査　　官　　証		↑ 11 c m
写　真	第　　号	
	年　　月　　日発行	
(所　属　)		
(官　職　)	(氏　名　)	
年　　月　　日生		
上記の者は別記事件について「武力攻撃事態及び存立危機事態における外國軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」第41条第1項に規定する処分を行わせるために同条第2項の規定に基づき指定した調査官であることを証する。		外国軍用品審判所長　印
← 7 c m →		

調査官の権限

調査官は、次の各号の処分をすることができる。

- 1 事件に係る船舶の乗組員その他の関係者又は参考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 2 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 3 事件に係る船舶の船舶書類、積荷その他当該船舶に関する物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出された物件若しくは武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律第27条第3項の規定による送致を受けた積荷を留置すること。
- 4 事件に係る船舶その他必要な場所に立ち入り、前号に規定する物件を検査すること。

上記の処分に応じない場合の法律上の制裁

上記第1号の場合に出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、第2号の場合に出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者、第3号の場合に物件を提出しない者は30万円以下の罰金、第4号の場合に検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがある。

11

c m

7 c m

(第3葉)

[事 件 名]

年第 号

に関する件

調 査 官 (氏名)

調査官指定日 (年 月 日)

11

c m

7 c m